

司法院釈字第 510 号（2000 年 7 月 20 日）*

争 点

航空人員に対する体格検査および業務執行の制限等は、憲法第一五条の労働権保障に違反するかいなか。

（對航空人員之體格検査及業務執行限制有否抵觸憲法第十五條工作權保障？）

キーワード

航空人員、体格検査、資格制限、公共利益、労働権（工作権）、職業選択（選擇職業）

解釈文：憲法第一五条は、人民の労働権を保障しなければならないと規定しているため、人民は、仕事に従事しあつ職業を選択する自由がある。しかし、その仕事が公共利益と密接にかかわる場合においては、憲法第二三条の比例原則に合致する限り、仕事に従事する方式およびその必要な資格またはその他の要件は、法律によってまたは労働権制限の性質に応じて法律による明確な授權のある命令によってこれを規範すること

ができる。中華民国七三年（1984年）一一月一九日に改正され公布された民用航空法第二五条の規定は、民用航空局が、航空人員の技術能力、体格および品格や行為に対して定期の検査を行わなければならぬ、かつ臨時の検査を行うことができ、かつ検査において基準を満たさない場合には、その業務執行を制限し、暫定的停止または終止をさせなければならないとし、かつ民用航空局に検査基準の定立を授権している八四(1995)年

*翻訳者：簡玉聰

一月二七日改正公布された同法第二五条および八七(1998)年一月二一日に改正公布された第二六条の規定の趣旨も同じ)。民用航空局は、この授權にもとづき八二(1993)年八月二六日に「航空人員體格検査標準」を改正発布した。その第四八条第一項の規定は、航空人員の体格が同標準を満たさない場合に不合格としなければならないとし、特別な鑑定を経て、その職務遂行が仕事の経験を通じて飛行の安全に影響を与えるに足りないと認めた場合には、欠点の考慮を免除することができるとしている。第五二条は、「民用航空の安全を確保するために体格欠点の考慮が免除された者に対し時間と作業の制限を加えなければならない。前項の欠点考慮免除に関する制限について、当該航空人員は、当該欠点のある者が執行できない任務を執行してはならない」と規定する。第五三条は、「欠点考慮が免除された者は、少なくとも3年に一回改めて評価を受けなければならない。航空身体検査の医師または上級幹部が事情に変化があったと認めたときに隨時に鑑定を

加えることを要求することができる」と規定する。これらは、すべて公衆の利益を保護するために、航空人員の仕事の特性に応じて、職業選択の自由における個人の必須条件につき加えられた制限であり、処罰性にかかる处分ではないので、前述した解釈の趣旨に合致し憲法における人民の労働権保障にも抵触しない。

解釈理由書：憲法第一五条は、人民の労働権を保障しなければならないと規定しているため、人民は、仕事に従事しつつ職業を選択する自由がある。しかし、その仕事が公共利益と密接にかかわる場合においては、憲法第二三条の比例原則に合致する限り、仕事に従事する方式およびその必要な資格またはその他の要件は、法律によってまたは労働権制限の性質に応じて法律によって制限を加えることができる。しかし、法律は、すべての詳細な事項を定めることができないため、職業選択の自由につき、関連職業活動の性質を勘案し特定の職業に従事する個人の必須な知識、能力、年齢およ

び身体能力等の資格要件に対し命令で適切な標準を定めることを関連機関に授権してはならないわけではない。

近年の航空運輸は、すでに人類の重要な交通手段である。航空機の構造が精密でありその操縦に高度な専門性が必要である。かつ航空機が高空を快速的に飛行するため、その安全性は公共利益と密接に関係している。したがって、飛行に従事する人員は、高度な専門訓練を受けなければならないのみならず、その心身の健全および相当な身体能力を有することがこの職業にもっとも必要な条件である。中華民国七三年（1984 年）一月一九日に改正され公布された民用航空法第二十五条の規定は、民用航空局は、航空人員の技術能力、体格および品格や行為に対して定期の検査を行わなければならぬ、かつ臨時の検査を行うことができ、かつ検査において基準を満たさない場合には、その業務執行を制限し、暫定的停止または終止をさせなければならないとし、かつ民用航空局に検査基準の定立

を授権している八四（1995）年一月二七日改正公布された同法第二十五条および八七（1998）年一月二一日に改正公布された第二六条の規定の趣旨も同じ）。民用航空局は、この授権にもとづき八二（1993）年八月二六日に「航空人員體格検査標準」を改正発布した。その第四八条第一項の規定は、航空人員の体格が同標準を満たさない場合に不合格としなければならないとし、特別な鑑定を経て、その職務遂行が仕事の経験を通じて飛行の安全に影響を与えるに足りないと認めた場合には、欠点の考慮を免除することができるとしている。第五二条は、「民用航空の安全を確保するために体格欠点の考慮が免除された者に対し時間と作業の制限を加えなければならない。前項の欠点考慮免除に関する制限について、当該航空人員は、当該欠点のある者が執行できない任務を執行してはならない」と規定する。また、第五三条は、「欠点考慮が免除された者は、少なくとも 3 年に一回改めて評価を受けなければならない。航空身体検査の医師または上級幹部が事情に変

化があったと認めたときに隨時に鑑定を加えることを要求することができる」と規定する八九(2000)年二月二日に改正発布された航空人員體格検査標準における関連規定の第四九条、五二条、五三条の趣旨も同様)。これらは、すべて公衆の利益を保護するために、航空人員の仕事の特性に応じて、その業務執行に維持されなければなら身体能力の状態必要に応じて行われた設計であり、特定職業の者が有しなければならない用件につき行われた規律であり、処罰性にかかる处分ではないので、前述した解釈の趣旨に合致し憲法における人民の労働権保障にも抵触しない。